

## 日本の非営利法人制度の課題について

平成15年9月9日  
浜辺 哲也

### 1 日本の非営利法人制度の現状

法人名	根拠法	設立	法人税法	課税原則
公益法人	民法	許可	別表2	非課税・収益事業課税
学校法人	私立学校法	認可	別表2	非課税・収益事業課税
社会福祉法人	社会福祉法	認可	別表2	非課税・収益事業課税
更生保護法人	更正保護事業法	認可	別表2	非課税・収益事業課税
宗教法人	宗教法人法	認証	別表2	非課税・収益事業課税
NPO法人	NPO法	認証	別表2	非課税・収益事業課税
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	認可	別表3	課税・軽減税率
事業協同組合	各事業協同組合法	認可	別表3	課税・軽減税率
中間法人	中間法人法	準則		課税・普通税率
営利法人	商法、有限会社法	準則		課税・普通税率

### 2 問題点

- ①主務大臣の許可や認可を得ないと設立できず、行政の裁量判断が入って不明朗な関係ができやすかった。
- ②設立要件に、公益性を理由に、活動分野、事業内容、最低基本財産の制約が課されており、市民が自由で自発的に活動するための法人格として使いづらい。
- ③役所の指導監督基準に従った法人の運営がなされ、受益者、参加者より監督者の意向が重視されやすい。

### 3 とられてきた対応

#### ①公益法人に対する規制強化

- ・行政委託型公益法人に対する規制強化（注1）
- ・インターネットによる情報開示の指導（注2）
- ・抜本的な制度改革（注3）

#### ②一般的な非営利法人制度の制定

- ・特定非営利活動促進法の制定（非営利公益法人、98年施行、1,3万件）（注4）
- ・中間法人法の制定（非営利共益法人、2001年施行、373件）（注5）

### 4 公益法人制度改革の動き

#### <平成14年>

3月 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」閣議決定（注6）

4～6月 有識者ヒアリング（行革事務局）（注7）

8月 「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」行革事務局（注8）  
公益法人、NPO法人、中間法人を一本化して準則主義の非営利法人を設ける。  
パブリックコメントの募集

11月～ 有識者懇談会（行革事務局）、非営利法人課税WG（政府税調）で検討（注9）  
※この間、NPO関係者はNPO法改正、NPO税制拡充で奔走中。

#### <平成15年>

2月 政府税調WGが非営利法人の原則課税を提示。（注10）  
新しい非営利法人制度は寄付、会費も含めて原則課税とし、社会貢献性が認められ、登録された法人は従来どおり非課税となる。

3月 寝耳に水のNPO法人から猛烈な反発が生じる。（注11）  
自民党から行革事務局への申し入れによりNPO法人を一時的に除外して検討。  
政府税調の検討も中断。3月末を目途としていた大綱策定も延期。

4月 中間法人と公益法人に一本化に対して公益法人協会等が反対。（注12）

5月 与党3党が意見集約。当面、公益法人のみを対象に検討。（注13）

6月 「公益法人制度の抜本的改革に向けての基本方針」閣議決定（注14）

#### <基本方針のポイント>

- ①法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設し、準則主義（登記）により簡便に設立できるものとする。
- ②まず公益法人制度を対象とし、中間法人制度、NPO法人制度との関係は後で検討。
- ③公益性を有する場合の優遇措置、客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体、ガバナンス、残余財産のあり方、情報開示、プライバシー保護等を含め検討。
- ④新たな非営利法人の税制上の取扱いについては、法人は普遍的な国民の納税義務の下で一般的に納税義務が課せられており公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられるという考え方を踏まえ、引き続き検討する。
- ⑤内閣官房が新たな非営利法人制度の検討を進め、16年度末までに基本的枠組みを具体化。税制上の措置は財務省が専門的検討を進める。17年度末までに法制上の措置を講ずることを目指す。

極めて曖昧な内容となっており、法人制度、税制、公益性の判断基準・判断主体などを含めて全て今後の検討課題として先送りされている。しかし、その意図するところは石原行革担当大臣の記者会見を読めば明確である（注15）。新たな非営利法人（一階）は原則課税であり、公益性を持つ法人（二階）は原則非課税だが33事業（収益事業）については課税となると明言している。

## 5 公益法人改革の何が問題なのか？

### ①不十分な情報公開と不透明なプロセス

- ・今回の公益法人改革で何よりも問題なのが、市民社会の設計図になる原案が制度を利用している当事者に知らされないまま政府と与党が密室で調整してきた現実である。
- ・昨年8月に複数の改革パターン示した論点整理が公表されパブリックコメントが求められたが、それ以後は新聞報道を通じてしか政府原案を知ることができなかった。
- ・本年2月に突然、寄付や会費にも課税される案が新聞報道やMLで明らかになる。議員立法で成立したNPO法が不透明なプロセスで危うく発展的解消、つまり廃止されそうになったことがNPOの猛烈な反発を招いた大きな原因。

### ②課税原則の転換

#### ◆問題点

- ・次に問題となるのが、法人税の課税原則が転換され、これまで公益法人やNPO法人で非課税であった寄付や会費、非収益事業による収入にも課税されること。営利を目的としないながらも事業や活動を継続するには、一定の収益を翌期の活動に再投資することが必要。原則課税は民間非営利活動を萎縮させるもの。

#### ◆法人税の課税根拠

- ・法人税の課税根拠については、
  - ①法人税は法人の担税力に着目して課される独自の租税であるとする説、
  - ②法人税は所得税の前どりであるとする説、が対立する（注16）。
- ・前説に立てば非営利法人も利益が生じれば営利法人と同様に法人税を払うことになる。
- ・しかし、日本の法人税は後説に立ち、法人税は個人の配当に課される所得税の前どりとしている。この前どり説を裏付ける証拠として、配当所得を税額控除する制度がある。
- ・法人の所得に対して法人税を課し、更に個人の配当所得に対して所得税を課すことは、配当への二重課税となるため、個人株主の段階で受取配当の一定割合を所得税から控除する方式（配当所得控除方式）がシャープ勧告に基づき昭和25年以来採用されている。非営利法人の場合は配当を受ける持分株主が存在せず、剰余金の社員への分配が法律で禁じられている（非営利）ので、非営利法人の事業に法人税を課すべき根拠が見当たらない。

#### ◆政府の考え方

- ・行革事務局や政府税調は、「公益性が認められたから、公益法人、NPO法人は優遇措置として非課税である。」「行政の許認可、認証があるから非課税である。」「準則主義になれば営利会社と同様に課税する。」と考えている。大臣発言に現れている（注17）。

#### ◆反論

- ・しかし、マンション管理組合、労働組合等は準則主義で設立され、公益を目的としない（構成員の共通の利益を図る）非営利法人であるが、公益法人、NPO法人と同様収益事業以外は非課税である（建物の区分所有等に関する法律第四七条、労働組合法第一条）。
- ・また、人格なき社団（任意団体）においても、収益事業以外は非課税である。任意団体のまま活動していれば寄付や会費に課税されないのに法人格を取った途端に課税される。これでは、任意団体に法人化するなど言うに等しい。
- ・なお、営利企業との競争条件のイコールフットイングを理由として営利企業と競合する収益事業（現在33業種）について、公益法人、NPO法人、任意団体ともに課税されている。

### ③官民規制の強化

- ・原則課税といっても公益性のある活動を行っている法人は引き続き非課税となるから、心配する必要はないと政府は説明する（注17）。しかし、行革事務局の有識者懇談会での検討資料には公益性の判断基準として事業実績や財務状況が掲げられており（注18）、また公益性の認定に当たって第三者機関と税務当局との協議が必要といった議論も出ている（注19）。
- ・NPO法人の設立には行政認証を必要とするが、行政裁量を小さくすることで準則主義に近い形の運用がされてきた。NPO法施行後4年半で1万3千件を越えるNPO法人が設立されたのは、その成果であろう。ところが、公益法人改革で検討されている登録制度は事業実績や財務状況で判断し、登録も更新される等、認証制度よりも許可制度に近い内容となっている。これは非営利法人の活動への行政の関与を大きくする官民規制の強化であり、NPO法よりも後退した内容になってしまう。

このように政府の公益法人改革は、故意か過失かわからぬが、ようやく日本で発展しつつある市民社会に仕掛けられた大きな罠となってしまった。今後、これまでの政府主導の展開を覆し、幅広い非営利協同セクター関係者の参加によって新しい非営利法人制度を構想していく必要がある。

新しい非営利法人制度を検討していく上で、非営利・公益のNPO法（行政認証）をベースとすべきか、非営利・公益の中間法人法（準則主義）をベースとすべきか。いずれの制度も新しい非営利法人制度のベースとして限界や問題がある。

## 6 NPO法の限界

### ①公益性の要件

- ・NPO法は民法の特別法として位置づけられ、NPO法人の活動分野が限定される。すなわち、特定非営利活動とは別表に掲げる一七項目に該当する活動であって、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを要件とする（NPO法第二条第一項）。

別表（第二条関係）

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動、二 社会教育の推進を図る活動、三 まちづくりの推進を図る活動、四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、五 環境の保全を図る活動、六 災害救援活動、七 地域安全活動、八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動、九 国際協力の活動、十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、十一 子どもの健全育成を図る活動、十二 情報化社会の発展を図る活動、十三 科学技術の振興を図る活動、十四 経済活動の活性化を図る活動、十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、十六 消費者の保護を図る活動、十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### ②政治活動等の制限

- ・政治活動と宗教活動が制限されている（NPO法第二条第二項第二号）。宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的としない。政治上の主義を推進、支持、又はこれに反対することを主たる目的としない。特定の公職の候補者・公職にある者又は政党を推薦、支持、又はこれらに反対することを目的としない。こうした制限は公益法人や営利法人にはない。
- ・責務を遂行しない議員や公務員を罷免したり、政策実現のために特定の候補者を推薦し支持することはできない。政治的に手足を縛られ、社会変革の機能が発揮できない。

### ③行政認証

- ・認証制度は行政の裁量が小さく準則主義に近いと評価されるが、認可制度と同様に所轄庁への事前相談が行われている。最近では、法律の解釈を示すという名目で内閣府が詳細な数値基準を示したり（注20）、神奈川県が統一地方選挙を前に県下のNPO法人に選挙活動に関わっていないとの「誤解」を受けないよう通知を発する（注21）、といった行政指導も散見され、行政の関与が強まる傾向にある。

### ④税制優遇措置の欠如

- ・公益性要件、政治活動等の制限、行政関与は、本来は寄付控除等の税制優遇とセットで設けられたはずだが、結局、税制優遇を得るには国税庁の認定という追加要件が必要となりNPO法には規制だけが残った。NPO法に課された余計な要件や制限を取り除き更地にすることが必要である。

## 7 中間法人の問題点

### ①課税原則

- ・中間法人の課税原則について法制審議会で議論されていない。法人税法にも中間法人法にも法人税の扱いが一切規定されていないため、現在は営利法人と同様に普通税率（30%）で全ての所得に課税されると解される。
- ・同窓会や学会が任意団体（人格なき社団）であれば、寄付や会費収入から剰余が出て課税されないのに、中間法人になった途端に課税されるのは不条理である。
- ・NPO法第四六条はNPO法人の非収益事業を非課税としており、同様の規定が中間法人法にも本来必要であったと考えられる。中間法人法の要綱試案に対して日本弁護士連合がこの旨を主張する意見書を提出したが政府事務局はこれを無視した（注22）。

### ②残余財産の分配

- ・非営利の定義は、組織の活動の結果生じた利益を構成員に分配しないこと（注23）。非営利法人であれば、毎年度の剰余金はもとより法人解散時に残余財産の分配請求を社員に認めるべきではない。
- ・NPO法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人等も解散時の残余財産の社員への分配を禁じており、他の非営利公益法人が国庫に帰属するものと法律で規定する。
- ・ところが、中間法人法は、残余財産の帰属先を定款、社員総会の決議又は全社員の同意により定めるとする（中間法人法八六条、一一三条）。残余財産の社員への分配を可能とし、全ての所得を普通法人並みの課税とすることは制度的に整合的であるが、それは非営利法人ではない。
- ・この点、法案要綱を議論した法務省の「法人制度研究会」でも意見が対立し、社員への残余財産の分配が可能となると非営利の概念に反し営利法人の潜脱を容易にするとの懸念が表明されている（注24）。
- ・新しい非営利法人制度においては、残余財産の社員への分配を法律で禁じるにより非営利性を貫徹し、原則非課税とする必要がある。

### ③基金制度

- ・中間法人は、社員が法人の債権者に責任を負わない「有限責任中間法人」と社員が法人の債権者に責任を負う「無限責任中間法人」に分けられ、前者は、法人の債権者保護、有限責任制度の濫用防止のため、有限会社の資本金と同額の三百万円を基金として設けることが要件となっている。
- ・基金の定めがなくても有限責任であった公益法人、NPO法人に比べて要件が厳しい。
- ・中小企業挑戦支援法により資本金1円でも株式会社が設立できる特例が設けられ（注25）、更に商法の資本金規制も見直される方向である。ガバナンスとディスクロージャが確立していれば、資本金規制は意義を失う。新しい非営利法人制度においても基金制度が必要とは考えられない。

新しい非営利法人制度は、NPO法の限界や中間法人法の問題点を克服した制度とする必要がある。さらに、構成員が出資して地域コミュニティや構成員の共通の利益のために事業を行う協同組合、ワーカーズコープのような法人も非営利協同法人として制度に位置づける必要がある。

## 8 何故、NPOと協同組合の統合が必要か？

### ①事業基盤として重要な出資金

- ・NPO法人の財源に占める寄付と会費の割合は小さく（注 26）、財政基盤を強化しようとするれば助成金、補助金・委託費を得るか事業収入を上げるしかない。継続的に財サービスを提供する事業には建物、設備機器が必要となるが、NPO向けの融資制度も黎明期にあり、まとまった設備資金を得る方策として社員による出資が重要となる。ところが、公益法人、NPO法人、中間法人には、出資に関する規定がない。
- ・出資法は「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。」と定める。営利法人や協同組合では出資規定があるが、そうでない限り非営利法人が出資を受入れることはできない。
- ・NPO法人格をとったワーカーズコープは、社員からの「出資」ではなく「借入金」か「寄付金」として会計処理している（注 27）。

### ②協同組合の準則主義化

- ・各種協同組合は、その組合類型毎に事業内容が細かに限定されており、また組合設立にも縦割りの大臣認可を必要とする。諸外国では、協同組合の基本法、統一法があり、協同組合の基本的な組織内容を備えていれば法人格を取得できる。
- ・中小企業等事業協同組合法に基づく企業組合は、比較的柔軟に設立できるとされるが（注 28）、大臣認可が必要である上、営利企業に分類され、組合員と地域の福祉向上を非営利で追求するワーカーズコープの理念を反映した制度ではない。

### ③運動論

- ・行政と営利企業に二分された社会構造に第三勢力として市民社会が拡大していくことが待望される。それは、NPO法人のみならず協同組合も含めた非営利協同セクターとして把握されるべきものであろう。
- ・今般、政府側から寄付や会費も含めて非営利法人を原則課税とする提案がなされたが、非営利法人は非分配制約を課していることを看過して競争条件を均等化するため原則課税とすることは当然という意見が根強い（注 29）。この論法は、近い将来、協同組合の軽減税率の見直しにも及ぶ議論である。
- ・法人の分配原則を無視した競争条件の均等化論、原則課税論に対抗するには、公益法人、NPO法人のみならず協同組合、ワーカーズコープが連携して対抗案を提示していく必要がある。

### (参考)

- ・英国ではコミュニティの利益のために活動する出資型の非営利法人を新たに設けることが検討されている。貿易産業省の社会的企業（Social Enterprise）ユニットが制度を提案し、パブリックコメントを集めている（注 30）。
- ・米国では協同組合は非営利組織として 501(c)(3) 団対等と同様に免税資格を有する。田淵(2003)（注 31）によると「ただし、協同組合がアメリカの税法上、営利組織として扱われているかという点、それも事実と反する。出資配当が制限以下の範囲であれば、協同組合もまた、当該経営組織に対する免税を原則とする非営利組織（501(c)(16)、501(e)(f)、521(a)）に分類されている。」であり、課税原則でNPO法人と協同組合を差別する必要はない（注 32）。

## 9 非営利協同法人制度のイメージ

### ①法人の活動目的

- ・「構成員共通の利益」又は「市民社会共通の利益」を図る民間団体であることを法律上、明記する。ポイントは、社員や出資者への利益配分の最大化を目的としないということ。
- ・「公益性」や「不特定多数」といった概念を持ち込まず活動分野の限定もしない。何が市民社会共通の利益であるか基準や要件を厳密に定義する必要はない。法人を設立運営する者が定款に「構成員共通の利益」又は「市民社会共通の利益」を図る活動として何を行うか他者に縛られることなく独自に定めればよい。

### ②非営利概念の拡張

- ・「非営利性」とは、先述のとおり活動期間中に対外活動で得た剰余金を構成員で分配しないこと、法人の解散時に残余財産を構成員で分配しないことを意味する。
- ・協同組合は、どう位置づけるべきであろうか。国際協同組合同盟の掲げる協同組合の第三原則（ICA 声明）は、出資配当を銀行利子率以下に制限し、その剰余金の配分を分割不可分の準備金の積立て、組合の利用高に応じた組合員への還元、組合員の承認する他の活動の支援に限定している（注 33）。日本の協同組合に関する法律も、これらの剰余金の配分に関する制限を明記している（消費生活協同組合法第 2 条、中小企業等協同組合法第 5 条 等）。
- ・協同組合の出資配当は、出資金を預金した場合の機会費用を補うという趣旨で銀行利子率以下に抑えられ、株式会社の利益配当とは全く異なる。また、組合の利用高に応じて剰余金を分配することは値引きとしての性格を持っているため、法人税法でも損金算入される。つまり非課税の扱いとなっている（注 34）。
- ・更に出資金を返還した後の残余財産を組合員に分配できないこととし、他の非営利協同法人や非営利協同基金に承継されるものとすれば、公益法人、NPO法人と同程度で中間法人よりも厳しい非営利性を有すると考えられる。
- ・銀行利子率以下の出資配当、利用高に応じた組合員への還元、キャピタルゲインを含まない出資金返還は、営利会社の利益配当とは異なる性格のものであり、非営利性の概念をICAの第三原則にまで拡張して捉えることが適切と考えられる。

### ③設立の準則主義

- ・法人の定款が、法人の活動目的、非営利性と共に、後に述べるガバナンスや情報公開に関する最低限の要件を記載していることを公証人が認証し登記すれば、行政の関与なく設立できる準則主義とすべきである。

### ④課税原則

- ・現在の税制では法人税は所得税の前どりとして位置づけられており、構成員に利益を分配しない法人、または利益分配が厳しく制限されている法人については、法人税の課税根拠がない。出資を伴う協同組合型の非営利法人についても上記②で述べたICA声明に則り「非営利性」が担保されるなら非課税とすべきである。
- ・現在の法人税法は別表第2の公益法人等は非収益事業を非課税、別表第3の協同組合を全ての所得について軽減税率で課税、と異なる扱いをしている。これは現在の協同組合法制の前身となる産業組合法では成立時（1900年）に法人税が非課税であったところ、第二次世界大戦で戦費調達のため特別法（1940年）によって法人税課税となり現在まで続いているという経緯がある（注35）。
- ・協同組合について、非営利性に着目して本来非課税であるべきとの考え方を貫けば、収益事業から生じた所得に課税する理由はなくなる。収益事業課税は営利企業との課税条件の均等化という観点からとられた利害調整措置とみるのが適切であろう。

### ⑤ガバナンス

- ・法人組織の基本構造と意思決定に関する規定が必要となる。従来、公益法人やNPO法人では主務官庁や所轄庁の指導監督により法人のガバナンスに行政が関与してきたが、今後は非営利法人自らがセルフガバナンスを確保することが必要となる。
- ・株主や取引相手の利益保護を重視する営利法人のガバナンス（資本金規制、外部取締役、社員代表訴訟、情報開示等）と必ずしも同列に論ぜられない。他方、非営利法人の活動の多様性を活かすため組織規定は詳細な制限としないことや組織規模に応じた配慮も必要と考えられる。

### ⑥情報公開

- ・NPO法人は、その活動の公益性を市民が監視する観点から、法人の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書等の書類閲覧が所轄庁、法人の事務所（利害関係人に限る）で可能となっている（NPO法第二八条、第二九条）。公益法人においても関係関係会議の申し合わせにより、最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開することとされている（注36）。
- ・新たな非営利法人制度は「公益性」が設立要件ではないものの、その「非営利性」の担保、取引先をはじめとする多様な利害関係者の保護、税逃れのために制度が濫用されないようにNPO法人制度に準じたレベルの情報開示が必要と考えられる。

### ⑦税制優遇措置

- ・法人税の非課税は公益性ではなく非営利性に付随する当然の措置である。
- ・収益事業から生じた所得への課税を前提とせず、非営利法人の全ての所得について非課税という立場をとれば、収益事業所得の税率軽減、収益事業から本来事業への支出の損金算入（みなし寄付）を優遇措置として想定する必要はない。
- ・税制優遇措置は、寄付控除税制（寄付をする個人・法人の課税所得から寄付金額を控除する税制）のみとなる。現在、公益法人、NPO法人の内、一定の要件を満たすことを認定された特定公益増進法人、認定NPO法人に寄付控除税制が適用されるが、適用率は低く、特定公益増進法人は全公益法人の3%（注37）、認定NPO法人は全NPO法人の0.1%に留まる（注38）。米国では免税資格を持つ非営利法人（180万団体）のうち寄付控除の対象となる法人は90万団体存在する（注39）。新しい非営利法人制度に合わせて、寄付控除税制の認定基準も抜本的に見直す必要がある。
- ・活動分野や財務状況で寄付控除の対象法人を限定するのではなく、「市民社会共通の利益」を図る非営利協同法人は全て対象法人として寄付の選択肢を広げてはどうか。

### ⑧その他のインフラ整備

- ・法律で規定するかどうか検討を要するが、非営利協同法人の剰余金をプールして非営利協同法人への出融資を行う非営利協同基金、地域・全国単位で非営利協同法人の支援・政策提言を推進するネットワーク組織、非営利協同法人の情報公開・評価や税制優遇の対象選定を行う民間評価機関などの非営利協同セクターのインフラ整備も同時に必要である。

## 10 NPOの評価について (注40)、(注41)、(注42)

### ①なぜ、NPO評価が必要と言われるのか？

- ・営利企業は、株価、収益といった数値指標により活動成果を測定できる。政治家は選挙の洗礼を受け、行政も納税者から評価を受けることが趨勢となっている。これに対してNPOの場合、その活動成果を評価する手法や仕組みが整っていない。
- ・今後、企業、行政とのパートナーシップを促進し、寄付金、助成金等のサポートを増やしていくには、相手方から信頼を得ることが重要であり、情報公開と評価が不可欠。
- ・SRIが、投資対象としてNPOを選定する上でも基礎的な情報や評価が必要。

### ②NPO評価は、どのように受けとめられているのか？

- ・NPO法人に対するアンケート調査結果 (サンプル数=1,418)  
「NPOの組織や事業を客観的に評価する仕組みの必要性」  
必要である→46.8%、必要でない→16.5%、無記入→36.1%
- ・運営基盤や支援措置が整わない内から、評価、評価といわれても、時間もコストもかかるので対応しきれない。何のために評価をする必要があるのか。
- ・自ら事業改善を図る、マンネリを打破する、参加者・利用者の満足度を高める、支援者を増やす。こうした目的のためNPO自らが自己評価を推進することが重要である。
- ・NPOを寄付、助成、補助、融資により支援する、或いはパートナーシップを組むつもりがあるが、玉石混交の状態では手の出しようがない。信頼のおけるNPOを手取り早く選び出せる客観的な第三者評価の仕組みはないものか。

### ③評価の種類

組織評価 / 事業評価 / 協働評価  
内部評価 / 外部評価

### ④米国の事例

#### ◆法制度

年収25000ドル以上の501(c)(3)団体は内国歳入庁に年度報告書(Form990)の提出と公開が義務づけられている。第三者からForm990の提出を求められた場合、HPで公開していれば個別対応の必要がなくなる。

#### ◆情報公開サイト

ガイドスター：<http://www.guidestar.org/>

NPOの検索サイト「ガイドスター」は、501(c)(3)団体(85万)の活動内容、理事、スタッフ数、財務状況(Form990)等の概要を掲示。地域、収入規模、活動分野で団体を検索できる。

## ◆評価NPO

### ○第三者評価

**American Institute of Philanthropy (AIP) :** <http://www.charitywatch.org/index.html>

財務的な観点(寄付金の使途、募金活動にかかる費用、資産規模等)から総合的に評価し6段階の格付けを行い、その結果を公開。

**BBB Wise Giving Alliance :** <http://www.give.org/reports/index.asp>

財務的な観点に加え、組織の管理大勢、募金収集の方法も含めて評価。格付けは行わないが、評価基準に適合しているか否かをHPで公開。不適合の場合は理由を説明。

### ○内部評価

**American Council for Voluntary International Action (Inter Action)**

<http://www.interaction.org/>

全米160の国際協力NGOにより構成されるネットワーク団体。独自のPVO基準(Private Voluntary Organizations Standards)を満たした団体のみが加盟できる。

**Board Source :** <http://www.boardsource.org/>

理事の活動を支援するため、ワークショップ、トレーニング、コンサルティング等のサービスを会員に提供する。「NPO理事会の10の基本的責任」の実行度を評価するアンケートを行いアドバイスする。

## ⑤日本の取り組み

### ◆法制度

NPO法28条、29条

事業年度終了後3月以内に事業報告書、決算書等の所轄庁への報告が義務付け。所轄庁で閲覧に供される。過去3年間の書類を事務所に備置き利害関係者の閲覧に供する。

### ◆所轄庁HP

所轄庁(内閣府、都道府県)がHPで団体の名称、所在地、目的、代表者名等を掲載。

### ◆情報公開・検索サイト

中間支援組織によるNPOの検索サイト

NPO広場：<http://www.npo-hiroba.or.jp/>

NPORT：<http://www.nport.org/>

この他にも各地域のNPO支援センターが多数構築。

#### ◆寄付サイト

寄付団体を選び紹介するサイト。

ぼきんやドットコム：<http://www.bokinva.com/index.htm>

GambaNPO.net：<http://www.gambanpo.net/>

NGO アリーナ：<http://www.ngo-arena.org/>

Viva! ボランティアネット：<http://viva.cplaza.ne.jp/>

e-ボランティア・ネット：<http://www.e-volunteer.ne.jp/>

Cafeglobe.com (カフェグローブ・ドット・コム)：<http://www.cafeglobe.com/index.html>

#### ◆評価システム

評価みえ <http://www.hyokka.org/pdf/>

##### ●事業評価システム 2000

NPOが行う事業を事業に中心的に関わった人が内部評価するためのシート

##### ●NPO組織評価システム 2001

NPOの組織運営に中心的に関わっている役員およびスタッフが、自らの組織を内部評価し、組織の健全化を図るためのシート

NPOが自らの組織を自己評価するためのものであり、行政および第三者による格付けのための指標ではない。行政及び第三者による、この指標の全部あるいは一部を用いたNPOの外部評価及びそれに類する活動を禁じている。

#### ⑥SR Iにとって必要な評価の視点とは？

##### ●民民の出融資を仲介するSR Iに必要なのは、外部評価、客観評価の視点。

米国の評価機関は、寄付金が有効に使われるか否かを、使途、効率性、財務状況、ガバナンスについて客観的な評価基準を設け、評価結果を公開している。しかし、アウトカム（事業成果）までは評価していない。アウトカムの評価は寄付者の判断に委ねられる。

##### ●また、SR Iでは、出融資の元利償還を確実にするため、事業のキャッシュフロー、返済確実性も評価する必要がある。

既に、NPOに対する財団や基金による助成、行政による補助・委託の実績が出ているので、分野や資金の特性に応じた評価基準を抽出すること、各団体の事業実績を掴むことはできよう。更にNPO向けローンの融資基準も参考になろう。ただし、NPOは資金仲介者の価値観に引きずられる危険性を十分に注意する必要がある。

##### ●SR Iははじめ資金仲介者は、営利を目的としない以上、非営利協同組織に対する評価基準を出融資の対象となる組織のみならず一般に公開すべきであろう。

#### ⑦今後の検討課題

##### ●インターネットによる非営利協同組織の情報公開の促進

##### ●会計基準のある程度の整合化（複数の会計基準の混在、表示ルールが欠如）

##### ●優遇措置（税制、補助等）とパッケージでない形で一般的包括的な公益性・社会貢献性の評価や格付けを行政や行政の関与する第三者機関が行わないこと。

→政府登録国際NGO・NPOのような名称、制度を設けないこと。

##### ●一極集中型でない多極分散型のSR I（＝非営利協同基金）を生み出すこと。

(注1)「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針等」（平成13年7月23日、行革事務局）

<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki/gutaiika/index.html>

(注2)「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」

（平成13年8月28日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）

<http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/010828a.html>

(注3)「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」（平成13年4月13日、行革事務局）

[http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki/siten\\_kadai/index.html](http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki/siten_kadai/index.html)

(注4) NPO法人の認証件数 12,359 設立件数 13,919（平成15年7月31日現在）

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/data/pref.html>

(注5) あいweb・中間法人の広場（平成15年4月末）

<http://www.aiweb.or.jp/chukan/index.htm>

(注6)「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」（平成14年3月29日、閣議決定）

[http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/torikumi/020328koueki2\\_2.html](http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/torikumi/020328koueki2_2.html)

(注7)「公益法人有識者ヒアリング」（平成14年4月～6月、行革事務局）

<http://www.gyokaku.go.jp/siryoyusiki/contents-yusiki.html>

(注8)「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」（平成14年8月2日、行革事務局）

<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/ronten/index.html>

(注9)「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」（平成14年11月～15年1月）

<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/kondankai/index.html>

「政府税制調査会非営利法人課税ワーキンググループ」（平成14年11月～15年3月）

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/zei3.htm#wg>

(注10) 2月8日付・日本経済新聞・朝刊3面記事。

税制調査会非営利法人課税WG（第3回）後の水野座長記者会見の様様

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/gijiroku/kaikenwg003.htm>

(注11) この間の経緯は、公益法人改革オンプズマンのHP、

<http://www.houjin-ombudsman.org/nowadays.html#14>

『NPO・公益法人改革の罫』（山岸秀雄、菅原敏夫、浜辺哲也編著、第一書林、2003年）参照。

(注12) (財)公益法人協会は平成15年4月17日、公益法人制度改革に関する「緊急報告集会」を開催

<http://www.kohokyo.or.jp/non-profit/archives/archives-b/030417kinkyu-shukai.html>

(注13)「公益法人制度の抜本的改革に向けての意見集約」（平成15年5月30日、与党三党）

<http://www.jimin.jp/jimin/gyo/koremade/kouekihou/150530.html>

(注14)「公益法人制度の抜本的改革に向けての基本方針」（平成15年6月27日、行革事務局）

<http://www.gyokaku.go.jp/news/h15/news0627.html>

(注15) 石原大臣記者会見（平成15年6月27日）

<http://www.gyokaku.go.jp/news/h15/news0627-2.html>

- (注 16) 『租税法』(金子宏著、弘文堂、第 8 版増補版) P236~245
- (注 17) 石原大臣記者会見(平成 15 年 6 月 27 日)  
<http://www.gyokaku.go.jp/minister/kaiken.html#h150304>
- (注 18) 行政改革推進事務局「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」第 2 回懇談会資料  
<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/kondankai/dai2/siryoul.pdf>
- (注 19) 行政改革推進事務局「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」第 7 回懇談会議事概要  
<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/kondankai/dai7/gaiyou.html>
- (注 20) 『NPO法の適切な運用等に関する検討会報告』(平成 15 年 2 月 4 日、内閣府)  
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/report/suitable/030204.html>
- (注 21) 『「NPOは政治に関わるな」と言われて』(奥津茂樹、たあとる通信 11 号、アリスセンター発行)
- (注 22) 『「中間法人(仮称)制度の創設に関する要綱中間試案」に対する意見書』  
(2000 年 7 月 14 日、日本弁護士連合会)  
[http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/sytyou/iken/00/2000\\_17.html](http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/sytyou/iken/00/2000_17.html)
- (注 23) 『台頭する非営利セクター』(レスター・サラモン、今田忠監訳、ダイヤモンド社、1996 年) P22
- (注 24) 『法人制度研究会報告書』第 5 10(3) 残余財産の分配(法務省、平成 11 年 9 月 3 日)  
<http://www.moj.go.jp/PRESS/990903/05.html#10>
- (注 25) 中小企業挑戦支援法の概要  
<http://www.meti.go.jp/policy/mincap/index.html>
- (注 26) 『平成 14 年度 NPO 法人活動実態調査報告書』(独立行政法人経済産業研究所)
- (注 27) たあとる通信第 9 号、アリスセンター発行、P30
- (注 28) 企業組合に関する解説(全国中小企業団体中央会 H P)  
[http://www.chuokai.or.jp/guide/type\\_07.html](http://www.chuokai.or.jp/guide/type_07.html)
- (注 29) インターネット投票 VOTE JAPAN『公益法人改革、NPO 法人は「原則非課税」を維持するべきだ』  
<http://www.vote.co.jp/vote/29814175/index.phtml?cat=16417177>
- (注 30) Community Interest Companies(CICs)  
<http://www.dti.gov.uk/cics/>  
Social Enterprise: A Strategy for Success  
<http://www.dti.gov.uk/socialenterprise/documenta.pdf>
- (注 31) 『ボランティアと農協』(田淵直子、日本経済評論社、2003 年) P30
- (注 32) IRS Data Books 2001 to 2002(米国内国歳入庁)  
<http://www.irs.gov/pub/irs-soi/02db22eo.xls>
- (注 33) 『協同組合のアイデンティティに関する声明』第 3 原則(国際協同組合同盟 1995 年総会)  
<http://www.ica.coop/ica/info/enprinciples.html>
- (注 34) 法人税法第 61 条、『租税法』(金子宏著、弘文堂、第 8 版増補版) P310
- (注 35) 『二訂版・生協読本』(福田繁監修、コープ出版 2001 年) P16
- (注 36) 「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」  
(平成 13 年 8 月 28 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)  
<http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/010828a.html>
- (注 37) 特定公益増進法人一覧(財務省)  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki.htm>

- (注 38) 認定特定非営利活動法人名簿(国税庁)  
<http://www.nta.go.jp/category/npo/04/01.htm>
- (注 39) IRS Data Books 2001 to 2002(米国内国歳入庁)  
<http://www.irs.gov/pub/irs-soi/02db22eo.xls>
- (注 40) 内閣府委託調査「NPOの評価手法に関する調査報告書」  
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/report/020628hyouka.html>
- (注 41) (財)公益法人協会「21世紀の公益法人と制度のあり方を探る」
- (注 42) (財)地球文化産業研究所「NPO評価 協働のための組織評価を中心に」  
<http://www.gispri.or.jp/newsletter/2003/0303-7.html>